

# 令和2年度 当初予算 編成方針

令和元年10月9日

## 1 予算編成にあたって

9月の月例経済報告によると、我が国の経済の基調判断は、「景気は、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している。」との見方を維持しながら、景気の先行きについては、「当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」としている。

しかし一方では、「通商問題を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響に注意するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、原油価格の上昇や、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」とし、先行きの不透明感も指摘している。

こうした状況において政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2019～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～」において、今後の経済財政運営に関しては、経済再生と財政健全化に一体的に取り組むため、潜在成長率の引き上げによる成長力の強化、成長と分配の好循環の拡大、誰もが活躍でき、安心して暮らせる社会づくりを重視するとともに、新たな時代への挑戦「Society 5.0」実現の加速を掲げた。これは、デジタル化を原動力とした「第五期科学技術基本計画」において、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されたコンセプトであり、地方創生に向けて日本全国で促進し、豊かで暮らしやすい地方を実現していくとしている。また、新経済・財政再生計画の着実な推進を通じて、デフレ脱却・経済再生の取組の強化と同時に、歳出改革や歳入改革に当たっても経済再生に寄与する改革とするとしている。

地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」としたほか、経済・財政一体改革の推進等においては、国の取組と基調を合わせて歳出改革に取り組む中で、臨時財政対策債等の発行額の圧縮や債務の償還に取り組み、自治体の業務改革と新技術の活用を通じた「次世代型行政サービス」への転換を積極的に推進するとしている。同時に歳出効率化等に前向き、具体的に取り組む自治体を支援するとともに、「見える化」の推進等を通じて自治体の改革意欲を高めることに加え、人口減少社会の到来を見据え、地方自治体がより自立的かつ自由度高く、行財政運営できるよう安定的な地方税体系の構築や持続可能性向上に向けて取り組むとしている。

## 2 本市の財政状況と今後の見通し

本市の今年度の財政状況は、市税の調定が堅調に推移していることから当初予算額を概ね確保できる見通しであるものの、普通交付税の合併算定替の縮減等もあり、一般財源総額では前年度と比較して概ね横ばいとなると見込んでいる。

今後の財政見通しは、第二次総合計画及び新市建設計画実現ための事業や集中的に取り組んできた耐震化事業に伴い発行した起債の償還等により、公債費負担が平成30・令和元年度にピークを迎え、その後、高い水準で推移する見込みである。さらに、普通交付税合併算定替の加算措置が令和2年度までであることから、政策的経費（二次経費）に充当できる一般財源の減少は避けられない状況となっている。また、市庁舎の建設事業や地域自治センターの改築、改修等も本格的に開始されたことを受け、様々な歳出需要が確実に見込まれる。

令和元年10月1日から消費税率が改定され、これに伴い地方消費税交付金が増収となるが、今後の消費動向等によるその影響については現時点では不明である。地方消費税の増収分は、幼児教育・保育の無償化等の財源となるが、その全額が基準財政収入額に算入されることなどから、今後、どの程度、市財政に影響を与えるか、しばらく注視する必要がある。

また、会計年度任用職員制度導入に伴う財政措置などが国の予算編成過程での検討に委ねられおり、国の予算・制度の見直しが地方に与える影響を見極める必要があることから、依然として予断を許す状況にない。

引き続き、各種財政指標等に留意した財政運営が必要である。

## 3 令和2年度予算編成の基本方針

令和2年度は、「第二次上田市総合計画・前期まちづくり計画」の最終年度を迎えることとなり、目指すべき将来都市像として掲げた「ひと笑顔あふれ 輝く未来につながる 健(康)幸(福)都市」＝「市民が明るく健康で暮らせるまち、市民の力強い活動と若者が集まるまち、市民一人ひとりがライフスタイルにあった幸福を感じ、健康に暮らせる、人と人とがつながるまち」を実現するため、後期まちづくり計画に位置付ける必要のある施策・事業も見据えつつ、様々な施策について見直しを図りながら「SDGs(持続可能な開発目標)」達成に向けた視点を取り入れるなどの新たな視点で着実に推進する予算編成を行う。

加えて、社会経済情勢の変化に的確に対応し、安定した市民生活に直結する事業の推進を図るとともに、まちにしごとをつくり、ひとをまちに呼び込む地方創生に資する施策にも積極的に取り組むこととする。

一方、ますます複雑化、高度化する市民ニーズに的確に対応していくためには、限られた財源をより効率的・効果的に配分し、施策の着実な推進と健全財政の両立を図る必要がある。当市の持つ地域性や多様性を生かし、魅力ある資源を市民一人ひとり、また様々な地域づくり団体と連携・協働して、これまで以上に横断的・全庁的に取り組んでいくことが重要となる。

全国的な人口減少や大都市圏への集中、また、少子高齢化が進む中、こうした影響を将来にわたって抑える取組を総合的に進める必要があり、将来世代に過度の負担を先送りさせない持続可能な財政運営に努め、「Society5.0」の実現に向けた対応を進めていく。

これらを推進するため、以下の取組を徹底していくこととする。

## (1) 予算の重点化の徹底

「第二次上田市総合計画」に掲げる将来像を具体化するための施策展開を念頭に、令和元年度**実施計画掲載事業**については、その実施に向け財源の優先的な配分を行うとともに、まちづくり計画において、特に重点的に取り組む3つの視点を、「**重点プロジェクト**」(市民協働推進、人口減少対策、健幸づくり)として設定していることも考慮する。

また、「住みたい、住み続けたいと思う上田市」を目指し、4つの戦略(上田で働きたい戦略、結婚・子育てしたい戦略、訪れたい・住みたいうえだ戦略、ひと・地域の輝き戦略)で構成されている「**上田市まち・ひと・しごと創生総合戦略**」が、令和3年度から5か年の後期まちづくり計画と一体化し更に進化されることを見据え、総合戦略に掲載された事業を着実に推進する。

さらに、市長公約として掲げた「**上田再構築プラン**」に位置付ける「7つの挑戦」については、市民要望の優先順位と必要性・緊急性を考慮しつつ、住民福祉の増進に努め、実施可能な施策から、新たな視点で市民の幸せ創造を目指し、再構築と意識改革を図ることとする。従って、まずは全ての事業を再考し、**ブラッシュアップ**(見直して磨きをかける)を図るとともに、中長期的かつグローバルな視点で「上田市の将来都市像」の実現に向けて、組み立てることとされたい。

また、「次世代型行政サービス」への転換として、最先端技術の導入など、既存の概念にとらわれない先進的な取り組みに果敢にチャレンジし、地域課題の解決や経済の活性化、業務の効率化へ取り組む。

これらのことから、実施計画掲載事業のほか、市政の重要課題として次に掲げる7つの分野を「**重点分野**」として設定し、これらを具体化する事業に重点的な財源配分を行うものとする。

## 【 重点 7 分野 】

### 持続可能な社会の構築に向け事業の「再構築」を加速化

- 「SDGs」を原動力とした持続可能な社会の構築、「Society 5.0」の実現  
(地方創生・個性ある地域づくり、「上田ブランド」の推進、若者支援、民官協働、交流・定住・シティプロモーション推進、地域内分権推進、地域資源・多様な人材の活用など)
- AI、IoT など最先端技術を活用した産業振興、行政サービスの効率化  
(地域経済の活性化、中小企業対策、雇用対策、起業支援、新産業創出、6次産業化など)
- 自然環境保全と循環型社会形成及び安全で安心して暮らせるまちづくり  
(資源循環型施設建設に向けた取組、庁舎等公共施設の整備・インフラの更新など)
- 健幸が実感できる上田の実現に向けた健康・福祉の増進  
(食育推進とフレイル予防、高齢者・社会的弱者の支援、地域医療の充実、働き方改革、健康幸せづくりプロジェクトなど)
- 子ども・子育て・教育支援、教育環境の重点整備(未来を担う人材育成など)
- 郷土愛につながる学び・世代間交流の創出と人づくり(信州上田学の構築など)
- 広域都市・姉妹都市間や長野大学等との連携による学園都市・国際文化創造都市づくり(2020 オリンピック・パラリンピック支援、歴史・文化・伝統の継承と発展など)

## (2) 行財政改革の更なる推進と将来を見据えた持続可能な財政構造の確立

平成27年度に策定された「第三次上田市行財政改革大綱」に基づき、行財政改革に資する取組を推進する。

### ① 将来負担の軽減に向けた取組(公債費の縮減)

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率は、平成19年度～30年度決算において各指標とも早期健全化基準を下回り、健全財政を維持している。しかしながら、今後起債の償還額は、高い水準で推移することが見込まれるため、起債事業はこれまで以上に事業内容・事業費の精査を徹底して行うとともに、特定財源の確保、基金の活用等により可能な限り新規発行額を抑制し、将来の公債費負担の縮減に努めるものとする。

起債充当率が高い合併特例債については、発行期限が令和7年度まで延長されたことを受け、改めて精査を行う中で令和2年度実施計画に登載の事業について、必要な予算計上を行う予定である。

令和2年度以降の普通建設事業の実施に当たっては、特例債の発行期限が延長されたものの、発行残額は50億円余となったことから、合併特例債から通常の事業債への切り替えを進めていく。このことから、起債事業の充当残に充てる一般財源の確保が課題となるため、将来の事業実施を見据えた財源確保を念頭に予算編成を行うこととする。

## ② 公共施設マネジメント基本方針に沿った施設の更新、維持管理

平成28年3月に策定された「上田市公共施設マネジメント基本方針」に基づき、公共施設のあり方を見直し、総量の縮減を目指すとともに、既存施設を時代の変化に対応させつつ適切に維持管理することで最大限に活用し、必要なサービスの提供を将来にわたり継続することに努める。

公共施設5原則及びインフラ3原則に沿って予算要求することに加え、施設類型ごとの基本方針についても留意し、令和2年度までに、全ての公共施設を対象として施設類型ごとに個別施設計画の策定を進め、各施設の果たしている役割や利用状況、老朽度を踏まえた対策を検討し、公共施設の計画的かつ適切な維持管理に努める。

## ③ 歳入の確保

- (ア) 国、県はじめ外郭団体などの補助制度を最大限活用し、可能な限り特定財源の確保に努める。なお、国、県支出金の削減による市の肩代わり(市単独事業としての実施)は、原則として行わないこととする。国、県の制度改正等の情報収集に努め、予算編成後に財源不足が生じることのないよう留意する。
- (イ) 負担金、使用料及び手数料等については、本年10月1日から、原則として消費税率引上げ分2%を転嫁する使用料改定を行っているが、受益者負担の適正化の観点から減免等の運用の見直しの検討など、今後の使用料改定に向けた指針の策定検討を見据え、積極的に見直しを行い、収入の確保を図る。また、指定管理者の収入となる利用料金についても、適正化に向けて指定管理者と協議を行い、指定管理料の低減に向けた取組を進める。
- (ウ) 市税等の収納について、目標数値達成の取組を強化するほか、遊休財産はこれを処分し、収入の確保を図る。
- (エ) 充当可能基金がある場合には、積極的に基金の活用を努める。

## ④ 合併算定替終了による交付税縮減に伴う経常的経費の抑制と既存事業の見直し

合併以降、合併算定替として特例加算措置されていた普通交付税は、既に平成28年度から段階的縮減が始まっているが、令和3年度から特例措置が終了し一本算定になることにより、合併算定替と比べ約10億円の減少が見込まれる。

これは、一時的ではなく、恒久的な減少であり、これまで経常的経費に充当されていた一般財源が減少することから、既存事業の縮小は避けられない。

(ア) 平成29・30年度に引き続き、シーリング方式により、経常的経費(一次経費)を削減し、政策的経費に充当できる一般財源を確保することを基本とし、平成31年度一次経費予算額(令和2年度から一次経費扱いとする予算を含む)から3%カットした額を予算要求上限額として定める。

ただし、燃料費や光熱水費など別途指定する経費は前年度当初予算額を上限額とする。

(イ) 既存事業の見直しやスクラップ&ビルドに当たっては、まずは全ての事業の今日的意義や役割、手法の適正性や民間等への移管可能性について再考し、ブラッシュアップ(見直して磨きをかける)を図るため、次に示す視点により、各課最低1件以上の事業の見直し及び再構築を行い、事務事業見直しシートを提出すること。

#### 【見直し・再構築の視点】

- ・事業の有効性(費用負担の妥当性)
- ・手法・体制の見直し
- ・事務の集約化
- ・仕様の見直し
- ・社会情勢の変化、目的の達成
- ・執行残額との比較
- ・歳入の確保
- ・民営化・委託化、民官協働
- ・データやICTの活用による業務の効率化

なお、既存事業の廃止や見直しにより捻出された財源については、優先的に配分するなど、削減努力を最大限考慮する。

### ⑤ 市有財産等の有効活用の促進と行政サービスの「見える化」の推進

(ア) 用途廃止された未利用財産(土地・建物)については、固定資産台帳の活用により総量の把握に努め、民間事業者とも連携し、処分、利活用を促進する。

(イ) 「統一的な基準による地方公会計」における財務書類等を踏まえ、住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示に努める一方、行政情報のスリム化、簡素化の推進を図り、創意工夫による伝達方法及び伝達手段の研究検討を進める。

### **(3) その他**

2018年度税制改正において、資本金の額または出資金の額が1億円を超える大規模法人に対して電子申告の義務化が法制化された。

これにより、令和2年4月1日以降に開始する事業年度から、法人税・地方法人税・消費税の申告にあたって、「申告書」と「申告書に添付すべき書類」の提出を電子化して行うことが義務付けられる。

国や地方公共団体も消費税の電子申告が義務化の対象となっていることから、企業会計や特別会計においては留意するとともに必要な措置を行うこと。(国税電子申告(e-Tax)による消費税等の申告書提出が義務付けられるのは、住民サービスを提供し、対価として事業を行う「水道事業」や「病院事業」などで、課税売上高が1,000万円超の事業会計であり、一部事務組合や財産区、広域連合も電子申告の義務化対象である。)